

レーダー級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 次の記述は、電波法に規定する「無線局」の定義である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局」とは、無線設備及び□の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

- 1 無線設備の操作を行う者
- 2 無線設備の管理を行う者
- 3 無線設備を所有する者
- 4 無線通信を行う者

〔2〕 無線局を開設しようとする者は、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 無線局を開設した旨、遅滞なく総務大臣に届け出る。
- 2 総務大臣の免許を受ける。
- 3 主任無線従事者を選任する。
- 4 あらかじめ総務大臣に届け出る。

〔3〕 次の記述は、船舶に設置する無線航行のためのレーダー（総務大臣が別に告示するものを除く。）の条件について述べたものである。無線設備規則の規定に照らし、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

その船舶の航行の安全を図るために必要な音声その他の音響の聴取に妨げとならない程度に□が少ないものであること。

- 1 振動
- 2 内部雑音
- 3 機械的雑音
- 4 電氣的雑音

〔4〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者

〔5〕 レーダー級海上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局の無線設備の操作の範囲はどれか。次のうちから選べ。

- 1 レーダーの内部の調整装置の技術操作
- 2 レーダーの内部の調整装置で空中線電力に影響を及ぼさないものの技術操作
- 3 レーダーのすべての技術操作
- 4 レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

〔6〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときはどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣に返納する。
- 2 速やかに発見した免許証を廃棄する。
- 3 発見した日から10日以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 4 発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣に返納する。

レーダー級海上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 次の記述は、秘密の保護について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- 1 総務大臣が告示する無線局
- 2 特定の相手方
- 3 総務省令で定める周波数を使用する無線局
- 4 すべての無線局

〔8〕 総務大臣から臨時に電波の発射の停止の命令を受けた無線局は、その発射する電波の質を総務省令に適合するように措置したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 直ちにその電波を発射する。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 電波の発射について総務大臣の許可を受ける。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

〔9〕 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 再免許の拒否
- 2 電波の型式の制限
- 3 無線局の運用の停止
- 4 通信の相手方又は通信事項の制限

〔10〕 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 2 免許証を失ったとき。
- 3 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 電波法に違反したとき。

〔11〕 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- 2 その無線局の免許人を告発する。
- 3 その無線局の電波の発射の停止を求める。
- 4 その無線局の免許人にその旨を通知する。

〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 10日以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 2 1箇月以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。